

お知らせ 不動産業を開業される方を応援します!

開業支援キャンペーン

キャンペーン対象期間

平成30年4月2日(月)～平成31年3月29日(金)

上記の期間に入会申込書を提出され、新規入会していただいた方。(平成30年度)

進呈品

開業支援キャンペーン期間中に新規入会された方には

- わかりやすい重要事項説明書の書き方
- わかりやすい売買契約書の書き方
- 物件の間取り図作成ソフト
- 東日本大震災から学ぶ! 震災対応マニュアルを進呈いたします。

業務に役立つ
ツールが
もらえます



ご好評
につき
期間延長

宮宅建は入会がスムーズです!

- 推薦者制度が廃止になりました
- 迅速な入会審査体制を整えました

詳細は協会事務局入会担当者(TEL.022-266-0011)までお問い合わせください。

[不動産キャリア]サポート研修制度 全宅連からのお知らせ

めざせ! 不動産キャリアパーソン

住まい購入の
安心の目安に

社内研修・
従業員教育の一環に

「実務」知識の差が
仕事の大きな差に

テキスト
+Webで
学習

公益認定事業 [不動産キャリアパーソン]とは

不動産取引実務の基礎知識修得を目的とした通信教育資格講座。
宅建従事者の方なら、修了試験合格後、全宅連に申請すると
[不動産キャリアパーソン]として資格登録されます。

受講料 **8,640円(税込)** ★資格は宅地建物取引業
従事者のみ授与

公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会(全宅連)

お問合せ 全宅連 広報研修部 TEL 03-5821-6112(平日9:00~17:00)

お申込み 協会事務局または全宅連ホームページへ



イメージキャラクター
佐藤まり江さん

不動産キャリアパーソン 検索

宅建
広報 みやぎ

宅建広報みやぎ No.227 平成31年1月20日発行 発行人/佐々木 正勝 編集人/榊 浩一郎
公益社団法人 宮城県宅地建物取引業協会/公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会宮城本部
〒980-0803 宮城県仙台市青葉区国分町3丁目4-18 TEL.022-266-0011(代) FAX.022-266-2189

宅建
広報

不動産取引に関する情報をお届けします

みやぎ

宮宅建広報
2019.1
No.227

宮城県ゆるキャラ紀行 Part.19

県内の
ゆるキャラを通じて
宮城県を案内します

●大郷町の概要

大郷町は宮城県のほぼ中央に位置し、自然環境に恵まれた豊饒の地です。仙台市から車で約30分、三陸自動車道松島大郷インターへは5分、東北自動車道大和インターへは15分と、県内・県外ともどこに移動するのに便利です。町の中央部を西から東へ吉田川が流れ、その流域には豊かな水田地帯が広がっています。気候も温暖で積雪が少ないため過ごやすく、自然豊かな環境が魅力です。



●名物・特産品

常のモロ餃子

大郷町特産、野菜の王様と言われているモロヘイヤとキクイモのパウダーを餃子の皮に練りこみ、地元野菜とお肉を使用した栄養価の高い、ヘルシーで美味しいと好評な餃子です。キクイモはイヌリンを含む食物繊維が豊富で、糖尿病、高血圧等に薬効のある健康食として話題です。



道の駅おおさと

道の駅おおさととは昨年11月30日にグランドオープンを迎えました。リニューアル後は店内も明るく、2階にはキッズスペースもご用意しています。各ご当地の商品や生産者直送の新鮮野菜を取り揃えております。ぜひ足を運んでください。



©2018大郷町 常のモロ #0053

大郷町にゆかりの深い「支倉常長」公と、特産品「モロヘイヤ」にちなんだキャラクター。立派なひげが自慢で、ゆらゆら揺れるちょんまげと前髪がチャームポイントです。モロヘイヤの横とおなかの十字架が目印。頭を上から見ると、髪の毛がハート型になっていて、これを見ると幸せになれるという噂も。

- 性別…男の子 ●性格…ぶがおり誠実、時々気まぐれ
- 口癖…語尾に「モロ」が付く
- 好きな食べ物…モロヘイヤon白飯



CONTENTS

P.02 新年挨拶

P.04 誌上研修《仮契約と売買契約の成立》

P.06 平成30年度宅建士資格試験実施報告

P.07 宅建士育成セミナーのご案内

消費税率引上げに伴う住宅取得及び

改修に関する支援制度等説明会

P.08 理事会だより

P.09 内閣官房長官へ提言活動

P.10 宅建業免許の有効期間が満了です!!

P.11 新入会員

P.12 宮宅だより

P.14 不動産業開業支援セミナーのご案内

P.15 平成30年度第2回本部研修会報告

編集後記



公益社団法人宮城県宅地建物取引業協会
公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会宮城本部

新年挨拶

会長

佐々木 正 勝



謹んで新年のお慶びを申し上げます。

旧年中は、当協会の会務運営に対し深いご理解とご協力を賜り、衷心より御礼を申し上げます。

昨年は、米中の貿易摩擦、米欧の政治混乱や保護主義的国家政策が各国で打ち出されるなど、世界のこれまでの政治的な枠組みが大きく変化した年でありました。

我が国では、北海道東部地震、大阪北部地震や西日本豪雨、台風等による想定を超える災害が頻発し、夏季の異常な気温上昇など、あらためて自然災害対策のあり方が社会問題となりました。

そのような中、大リーグに移籍した大谷翔平選手の最優秀新人賞受賞、仙台市出身である羽生結弦選手の冬季平昌オリンピックでの金メダル獲得と、その目覚ましい若人の活躍は、国内に多くの感動と勇気を与えました。未だ復興の中にある被災地にとっては、大きな励みにもなりました。

国内の経済動向に目を転じてみますと、全体に『アベノミクス』効果が浸透してきている一方、大手金属製造業、自動車製造業、免振装置製造業等のメーカーによるデータ改ざん問題、不動産投資業者と大手地銀による不健全な融資問題に象徴されるような、今まで安心と思われていた大企業に取引の信頼を揺るがす事象が多々発生しております。各企業においては、あらためて高い企業倫理が求められるところであります。

そして、この国の抱えている構造的な人材不足の問題は、多方向から対策が講じられつつも依然経営上の課題であり、国の成長に影響する大きな社会問題です。

最近のデータによれば、宮城県の実質成長率は、東日本大震災の復興事業もあり全国第1位であります。

そのような県にあります協会の事業として、平成27

年7月より、東日本大震災被災者の支援策である『応急仮設住宅入居者住宅情報提供コールセンター』の運営を宮城県より継続受託しており、専従の相談員を配置して対応にあたっております。

また、社会問題となっている空き家対策支援事業として、県内各自治体との空き家対策協定に向けた協議を継続しているところです。

さて、不動産業界に関係する法令の改正が続いております。昨年4月1日より、宅建業法の改正に伴い、売買・賃貸借契約における重要事項説明時に建物のインスペクションの実施説明義務が課せられました。これまでより業務範囲が拡大し、社会から大きな期待と重大な役割が課せられていくことになりました。これに加えて国交省の安心R住宅制度が策定され、10月より全宅連モデル(当面買い取り再販のみ)が推奨されたことにより、私ども宅建協会会員が売り主の既存住宅は、社会から安全・安心物件としてより信頼を得ていくものと確信しております。

来年4月1日には、120年ぶりに改正民法(債権法)が施行されます。賃貸・売買契約への影響は、例えば連帯保証人の極度額の定めや修繕権の概念など多くの変更があり、多岐にわたります。準備に怠りがあってはなりません。

また、情報ツールの進化や少子高齢化が加速する中での高齢者との不動産取引等、次なる時代に即した対応策も講じていく必要があります。

かかる変化の中、私たち宅建業者には、安全・安心のうちに全ての不動産取引を遂行する義務があります。そのため、より高質な実務研修の機会を通じて研鑽を積んでいくとともに、適時に施策を実施できるよう更に組織体制の強化を致し、会員の業務支援として東北宅建サポートセンターの活用促進や、会員同士の情報交換の機会の充実を図らなければなりません。

全宅連・全宅管理等、関係機関との連携を一層深め、常に足元を見据えながら、会員のための、そして公益法人としての協会運営に役職員とともに取り組んで参りたいと、元号が改まる年の初めに決意を新たにしております。

本年も会員皆様方の、より一層のお力添えを賜りますようお願いいたします。

末筆でございますが、本年が不動産業界の発展の年となるよう、会員皆様のご健勝とご繁栄を祈念申し上げます。年頭の挨拶とさせていただきます。

新年のご挨拶

新しい時代の幕明け ～不動産業の持続的な発展のために～

公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会
公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会

会長 坂 本 久



謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

昨年は、初の米朝首脳会談、米中貿易摩擦の激化、英国のEU離脱問題等、国際情勢が目まぐるしい一年でした。国内では、西日本豪雨、台風21号、北海道胆振東部地震など、自然災害が多発し広域停電や交通インフラの機能不全を引き起こしました。

このような中、昨年8月、私は会長就任早々、安倍総理と対談する機会を得、既存住宅市場の活性化、空き家・空き地対策などについて懇談しました。中でも、地方圏における譲渡所得に係わる課税の取り扱いなど、地方経済再生に向けた新たな制度の創設について要望いたしました。併せて個人情報保護を踏まえつつ、宅地建物取引士への所有者情報の開示方策も要望した次第です。

また、地方銀行の不動産仲介業参入については、関係各方面に断固反対との強力な要望活動を行っており、引き続き注視してまいります。

さて、本年10月より消費税が増税されます。これを踏まえ、31年度の税制改正においては、ローン減税の延長、住宅ポイント、住まい給付金の拡充等、需要の反動減がないよう万全の対策が講じられました。併せて買取再販に係わる不動産取得税の特

例措置の延長、空き家3,000万円特別控除の適用要件緩和・期限延長が措置されました。本会としても昨年10月より開始した「安心R住宅制度」等を活用し、既存住宅流通促進策をより一層推進する所存です。

本年5月、新天皇のご即位と改元が行われ、平成から次の新しい時代を迎えます。国土交通省においても2030年に向けて不動産業が持続的に発展していくための「新・不動産業ビジョン」の策定作業を開始したところです。

本会としても「ハトマークグループ・ビジョン2020」に基づき、引き続き組織基盤維持、強化を図ると共に、より効率的な事業実施体制の元、「みんなを笑顔にするために」国民の皆様の住生活の向上と安心安全な不動産取引をサポートするため、各種事業を実施してまいります。

終わりに、皆様のますますのご繁栄とご健勝をお祈り申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

宅建協会
人と住まいをつなぎます。





誌上研修 事例33

《仮契約と売買契約の成立》 仮契約締結時に支払った交付金につ き、売買契約が成立したとは認められな いとして、返還の請求が認められた事例

(東京地判 平27・12・3 ウエストロー・ジャパン) 鎌田 品夫

不動産売買契約の成立に向けて、売主、買主間で仮契約を締結し、交付金が授受されたが、期限までに契約条件がまとまらなかったため、買主が仮契約を解除し交付金の返還を請求したところ、売買契約は成立しており、買主の手付解除であるから手付金である交付金は返還しないと売主が主張した事案において、売買契約は成立していない、仮契約には解除返金特約が付されていたなどとして、買主の請求を認めた事例

(東京地裁 平成 27 年 12 月 3 日判決 認容
ウエストロー・ジャパン)

1 事案の概要

Y(売主)は、A(不動産仲介業者)からYの所有する土地建物(本物件)を売却することの提案を受け、売却する意向があることを連絡し、Aはそれを受けて、購入希望者としてX(買主・不動産業者)を紹介した。Aは、売買契約書案を作成し、Yの意見を聞き、手直しを加えてYに再確認するという作業を繰り返して、最終的な売買契約書案を作成したが、そこにはXが売買代金全額の支払をするのと引換えに、Yは本物件の所有権移転登記手続に必要な書類を交付することが記載されていた。

平成24年7月、Y、X、Aが集まり、本物件の売買契約の協議をしたが、Yが本人確認できる書類を持参していなかったことなどから、X及びAは、Yに対し、その日のうちに売買契約を締結することは無理であると告げた。しかしYは、X及びAに対し、その日のうちに売買契約を締結し手付金を支払って欲しいとの要求をし続けた。協議が深夜に及

び、Yの健康状態も心配されたため、仮契約(本件仮契約)を締結することとし、Xは交付金(本件交付金)250万円を支払い、Yは「手付金の一部」と記載した領収書を交付した。

〈本件仮契約の内容〉

- ①本日、手付金の一部として、250万円を買主は売主に渡します。
- ②売主は、買主に250万円の領収書を渡します。
- ③手付金残金など売買契約に関する諸条件については、平成24年9月初旬に両者が協議して決めることとします。

その後、Aは契約条件を調整しようとしたが、Yは、Xより売買代金全額が支払われても、Yが引越を終えるまで、本物件の所有権移転登記手続を拒絶する旨を通知し、また、本件交付金をXに変換することも拒絶した。

Xは、Yに対し、本件仮契約の解除及び本件交付金の返還を求めて提訴した。

2 判決の要旨

裁判所は、次のとおり判示し、XのYに対する請求を認容した。

- (1) 平成24年7月に作成された契約書は、「売買仮契約書」という題目自体、売買契約書そのものではなく、その前提となる契約であることを示す記載がなされている。記載された契約条項も、交付金の交付及び受領の確認と、仮契約締結後に協議が続けられることを定めたものとなっており、諸条件の協議が整えば売買契約を締結するという停止条件付きのもの又は売買契約締結に向けた協議継続の合意を表したものにすぎないと解釈されるべきである。

また、不動産売買契約においては、買主が売買代金全額の支払をするのと引換えに売主から所有権移転登記手続に必要な書類を得て、同登記手続を完了することがほぼ例外なく必要になるのに対し、これを拒絶するYの態度は本物件につき売買契約が成立したと相反するものである。

Yは、売買代金全額が支払われたとしても、本物件を所持し続けたいという意思を有していたものと推認され、Yに売買契約を成立させた自覚や売買契約上の債務の履行に備える自覚があったとは認められず、本件仮契約締結時に、本物件をXが買い、Yが売するという意思の合致があったと認めることはできない。

加えて、Y自身、本件交付金で手付金の交付は完了していないと認識していたと認められ、X及びY双方とも、本件仮契約締結時には、手付金全額の交付という本物件の売買契約が成立したことを前提とした行為をしないことで合致していたと認められる。

以上を照らせば、本件仮契約は、売買契約そのものではなく、X及びYに、売買契約成立のための準備を行う義務があることを確認した契約に過ぎず、本件交付金は、民法557条1項所定の手付金ではなく、売買代金の一部の前渡金に過ぎない。

したがって、本物件についての売買契約は成立していないから、Xは、いわゆる手付流しによらなければ、売買契約を解除できない地位におかれているものではない。本件交付金は、XとY間における本物件についての売買契約が成立しないことが確定した場合には、Xに返還されるべきものである。

- (2) 仮契約書第3条の記載からすれば、Y自身、本物件の売買のためには、仮契約後もXと協議を重ねなければならず、その協議が整わなければ、売買契約が成立に至らない可能性が残っていることを自覚していたと言わざるを得ない。

さらに、Yは、本件交付金が手付金のすべてでないと認識していたのであるから、交付金が一種

の前渡金であり、売買契約が成立しなければ返還しなければならない金員であることも自覚していたと認められる。

これらのことと、仮契約書において、売買のための諸条件の調整時期が平成24年9月と定められていたことに照らせば、本件仮契約には、解除返金特約が付されていたというべきである。XとYとの間において、売買契約に関する諸条件は、平成24年12月時点で調整できなかったものであり、Xは、解除返金特約により本件仮契約を解除し、本件交付金の返還を請求しうる。

以上により、Xの請求は理由があるから認容する。

3 まとめ

本件仮契約締結時に、交付金が手付金の一部として授受されていたとしても、X及びY間の売買意思の合致があったとは認められず、売買契約が成立したとは認められない。本件仮契約には解除返金特約が付されていたとする本件判示は、申込証拠金等の授受がある仮契約や購入申込をした後に、キャンセルとなり申込証拠金等の取扱いについて争いがあった時の参考になるものと思われる。

(調査研究部調査役)



平成30年度宅地建物取引士資格試験 実施報告

平成30年度宅地建物取引士資格試験が平成30年10月21日（日）、東北学院大学泉キャンパスで実施されました。宮城県における受験申込者数は昨年より166名増の5,024名となりました。

試験当日は、天気にも恵まれ、今年も無事に終了いたしました。試験運営にご協力いただきました会員の皆様、誠にありがとうございました。

また、去る12月5日（水）に合格者が発表されましたので、その概要を下記のとおりご報告いたします。
※今年度の合格判定基準は50問中37問以上正解した者

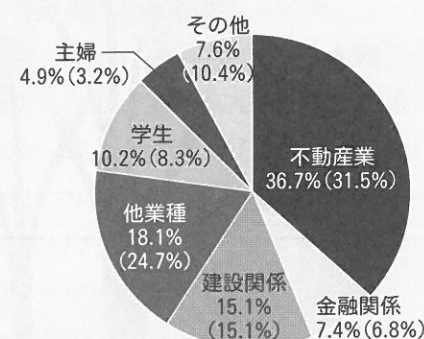
1. 宮城県における実施概要（ ）内の数字は全国のもの

	30年度			29年度		
	合計	男	女	合計	男	女
申込者数	5,024 (265,444)	3,452 (181,499)	1,572 (83,945)	4,858 (258,511)	3,355 (179,029)	1,503 (79,482)
うち、登録講習修了者	1,001 (56,315)	676 (37,401)	325 (18,914)	994 (53,027)	668 (35,586)	326 (17,441)
受験者数	4,028 (213,993)	2,732 (145,245)	1,296 (68,748)	3,920 (209,354)	2,685 (143,971)	1,235 (65,383)
うち、登録講習修了者	917 (50,415)	614 (33,321)	303 (17,094)	900 (47,487)	602 (31,739)	298 (15,748)
受験率	80.2% (80.6%)	79.1% (80.0%)	82.4% (81.9%)	80.7% (81.0%)	80.0% (80.4%)	82.2% (82.3%)
うち、登録講習修了者	91.6% (89.5%)	90.8% (89.1%)	93.2% (90.4%)	90.5% (89.6%)	90.1% (89.2%)	91.4% (90.3%)

2. 宮城県の合格者の概要（ ）内の数字は全国のもの

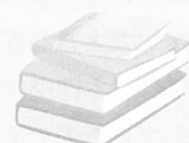
	30年度			29年度		
	合計	男	女	合計	男	女
合格者数	596 (32,360)	390 (21,838)	206 (11,522)	518 (32,644)	328 (21,677)	190 (10,967)
うち、登録講習修了者	207 (10,364)	139 (6,526)	68 (3,838)	165 (9,464)	96 (5,926)	69 (3,538)
合格率	14.8% (15.6%)	14.3% (15.0%)	15.9% (16.8%)	13.2% (15.6%)	12.2% (15.1%)	15.4% (16.8%)
うち、登録講習修了者	22.6% (20.6%)	22.6% (19.6%)	22.4% (22.5%)	18.3% (19.9%)	15.9% (18.7%)	23.2% (22.5%)
平均年齢	34.8歳 (34.9歳)	34.5歳 (35.5歳)	35.2歳 (34.0歳)	35.6歳 (35.3歳)	36.5歳 (35.8歳)	34.0歳 (34.2歳)

※宮城県合格者の内訳 職業別構成比（ ）内の数字は全国のもの



■その他全国の内容

最高齢合格者 80歳 男（京都）
最年少合格者 16歳 男（福岡）
18歳未満の者 15人（男12人 女3人）



今年こそ 宅建士！

街の法律家

公益認定事業

『宅建士育成セミナー』 のご案内

今年の開催概要

日 程：平成31年3月9日（土）
13：30～15：00（13：00受付開始）
会 場：宮城県不動産会館 4F大会議室
仙台市青葉区国分町3丁目4-18
テーマ：「宅建士の業務や資格取得の有効性等について」
講 師：明海大学 不動産学部長 中城康彦 氏
定 員：100名（受講無料、先着順、要予約）
申込み方法：メール又は電話で

お申し込みください。
Mail j-abe@miyataku.or.jp
電話 022-266-0011
（事務局担当：阿部）

昨年のセミナー
中城康彦先生



今年で3回目の開催となります『宅建士育成セミナー』。「町の法律家」とも呼ばれております「宅建士」の役割や、金融業界や建設業界など幅広い方面で活躍が期待される資格の魅力について、これから宅建試験を受験される方や、受験を検討されている方々に、広く周知することを目的として、未来の「宅建士」を育成する公益認定事業です。

国土交通省などの専門家委員を歴任され、不動産業界の権威であります明海大学不動産学部長の中城先生を講師

にお招きしまして、セミナーを通じて『宅建士』の魅力に迫ります。



全宅連よりお知らせ

全宅連策定書式に関する無料電話相談を開始しました

全宅連が策定している書式（契約書、重要事項説明書等）については、全宅連のHPにて提供しており、宅建協会会員であれば無料でダウンロードが可能です。書式の操作方法、契約条項等の内容及び実務的な相談問い合わせが増加していることから、事務局での対応が難しい実務的な相談等に対応するため、実務相談員を設置しています。

下記要領にて実施していますので、ぜひご利用ください。ただし、相談員設置はあくまで全宅連策定の書式に付随する内容についてお受けするものであり、その他については対象外となりますのでご注意ください。利用される場合は、必ず「利用上の注意事項」をお読みいただきますようお願いいたします。

■開催日時：毎週 月、火、木、金曜日
午後1時～午後4時30分
※祝日・年末年始・お盆期間・GWを除く

■ご相談いただける内容：

不動産契約書及び重要事項説明書に付随する内容
※取引士のトラブル等についてはお受けできません。

■電話番号：03-5821-8113

※直接のご来館、文章の郵送またはFAX、電子メールでの相談には回答いたしません。

利用上の注意事項 ※一部抜粋

- 相談にあたり、企業名・相談者氏名・連絡先を必ずご提示ください。
- 原則1相談15分を目途とさせていただきます。
- 相談内容によっては回答に限度があり、相談に応じかねる場合もあります。

「利用上の注意事項」等、詳しい内容は下記HPよりご確認ください。

https://www.zentaku.or.jp/free_consultation/

理事会概要

平成30年度
第6回理事会概要
平成30年10月1日(月)

	会 議 事 項	報 告 者
審議事項	①平成31年度事業計画及び予算編成大綱について	木川田専務より提案後、可決承認
	②宮城県宅建政治連盟の事務室について	萩原総務委員長より提案後、可決承認
報告事項	①職務執行状況報告について	会長、副会長、専務理事、各常務理事より報告
	②事業継続計画（BCP）に基づく防災訓練の実施報告について	木川田専務より報告
	③「入会希望者の承認」「退会者」「支部移籍者」「代表者または政令使用人の変更」「宅建取引士の変更」「商号変更」「慶弔見舞金の支給」について	萩原総務委員長より報告

平成30年度
第7回理事会概要
平成30年11月29日(木)

	会 議 事 項	報 告 者
審議事項	①顧問委嘱の承認について	木川田専務より提案後、可決承認
	②情報業務委員辞任に伴う後任委員の指名承認について	木川田専務より提案後、可決承認
	③宮城県民間建築物吹付けアスベスト対策連絡会議への参加について	木川田専務より提案後、可決承認
	④就業規則及び退職金規程の一部改正について	木川田専務より提案後、可決承認
報告事項	①移動無料相談会の実施結果について	大場相談業務委員長より報告
	②宅建試験実施結果及び不動産キャリアパーソン特別会場受験について	酒井人材育成委員長より報告
	③「入会希望者の承認」「退会者」「支部移籍者」「代表者または政令使用人の変更」「宅建取引士の変更」「商号変更」「慶弔見舞金の支給」について	萩原総務委員長より報告

代表者または政令使用人・専任の取引士の変更について

平成30年10月1日～12月31日

《代表者または政令使用人》

支 部	商 号 / 名 称	新代表者	旧代表者
青葉中央	㈱LANDICリアルティ仙台支店	(政)佐川 芳之	佐藤 伸
青葉中央	㈱辰星商会	青砥多津美	千葉 祐香
青葉中央	飯田ホームトレードセンター㈱仙台営業所	(政)羽賀 益信	道添研太郎
青葉・泉	㈱エステート赤坂	(政)阿部 幸信	
青葉・泉	㈱進和商事泉中央駅前店	(政)初本 浩志	小笠原道太
青葉・泉	㈱ナカミチ	(政)松根 好美	
青葉・泉	㈱オノヤ仙台泉支店	(政)矢吹 駿	善方 貴之
青葉・泉	㈱エステート赤坂	佐藤 貴	佐藤 浩
青葉・泉	㈱住の窓口	原 裕幸	原 靖夫
青葉・泉	セキスイハイム東北㈱宮城支店	(政)岩澤 精志	門脇 靖
青葉北二	㈱進和商事	(政)小場 正仁	菊田浩一郎
宮城野	㈱ハウスメイトショップ仙台店	(政)平 良恵	木下 邦男
宮城野	㈱オノヤ宮城野支店	(政)高橋 克也	金子 靖
宮城野	㈱エービーコーポレーション東仙台店	(政)太田 康平	佐藤建太郎
宮城野	東北セキスイハイム不動産㈱	小野寺利浩	渡邊 博行
若 林	日本住宅㈱仙台支店	(政)竹本 桂悟	佐藤 智彦
太 白	㈱あいホーム仙台南店	(政)伊藤 亮	伊藤 崇
塩 釜	㈱エービーコーポレーション利府店	(政)佐藤建太郎	高橋 龍一
塩 釜	朝日リ・ライフ㈱	(政)太田 亨	
塩 釜	朝日リ・ライフ㈱	熊谷 剛	中村 直樹
石巻・気仙沼	東陽石油㈱	葛西 慶也	阿部 善男
石巻・気仙沼	いしのまき農業協同組合開発課	(政)相澤 均一	須田 吉晴
仙 南	佐藤総業㈱	佐藤 泰崇	佐藤 則夫
仙 南	三光不動産㈱仙台支店	(政)小向 正	木村 秀
仙 南	春山建設㈱	金山 太	金山 正一
仙 南	㈱オノヤ仙台南支店	(政)鬼海 国伸	高橋 克也
仙 南	セキスイハイム東北㈱特販営業所	(政)高野 英二	岩澤 精志

《取引士》

支 部	商 号 / 名 称	新取引士	旧取引士
青葉中央	㈱LANDICリアルティ仙台支店	佐川 芳之	佐藤 伸
青葉中央	飯田ホームトレードセンター㈱仙台営業所	羽賀 益信	道添研太郎
青葉中央	J R 東日本東北総合サービス㈱	田辺 秀雄	樋口 敏男
青葉中央	㈱テンポアップ仙台支社	加藤 保夫	伊藤 孝一
青葉・泉	㈱エステート赤坂	阿部 幸信	米山 弘文
青葉・泉	㈱進和商事泉中央駅前店	初本 浩志	小笠原道太
青葉・泉	㈱ナカミチ	松根 好美	中屋敷玄史
青葉・泉	㈱リレーション	菊田浩一郎	桜庭 華澄
青葉・泉	㈱ビーエス企画	大場 淳	坂下 武夫
青葉・泉	ビーエスホーム㈱	鈴木 啓之	鈴木 将智
青葉・泉	㈱デザインパートナーズ	遠藤 稔	堀内 修
青葉・泉	㈱オノヤ仙台泉支店	矢吹 駿	善方 貴之
青葉・泉	㈱住の窓口	小幡 公雄	原 靖夫
青葉・泉	セキスイハイム東北㈱宮城支店	岩澤 精志	畑中 秀一
青葉北二	㈱進和商事	小場 正仁	菊田浩一郎
宮城野	後藤工業㈱	佐藤 智昭	八巻 一雄
宮城野	㈱ケーアイホーム	郷家 隆	鎌田きみ子
宮城野	カネサプランニング㈱	佐藤 正宗	田中 寛之
宮城野	㈱ニーズ仙台支社	猪股 裕之	伊藤あけみ
宮城野	㈱オノヤ宮城野支店	高橋 克也	鬼海 国伸
宮城野	㈱エービーコーポレーション東仙台店	佐藤美奈保	佐藤建太郎
宮城野	東北セキスイハイム不動産㈱	田村 和弘	白鳥 貴司
太 白	㈱トナン	伊藤 智子	洞口 千賀
太 白	㈱あいホーム仙台南店	伊藤 亮	伊藤 崇
塩 釜	㈱エービーコーポレーション利府店	佐藤建太郎	阿部 恭一
塩 釜	朝日リ・ライフ㈱	太田 亨	中村 直樹
石巻・気仙沼	いしのまき農業協同組合	黒澤 義博	相澤 均一
石巻・気仙沼	いしのまき農業協同組合開発課	相澤 均一	須田 吉晴
仙 南	㈱オノヤ仙台南支店	鬼海 国伸	高橋 克也
仙 南	三光不動産㈱仙台支店	太田 寿幸	山本美智子
仙 南	セキスイハイム東北㈱特販営業所	高野 英二	後藤 和寿
仙 北	㈱あいホーム大崎店	新田 一喜	伊藤 将

商号の変更

平成30年10月1日～12月31日

支 部	新 商 号 / 名 称	旧 商 号 / 名 称
青葉・泉	セキスイハイム東北㈱宮城支店	セキスイハイム東北㈱宮城北支店
石巻・気仙沼	いしのまき農業協同組合開発課	いしのまき農業協同組合矢本開発センター
仙 南	セキスイハイム東北㈱特販営業所	セキスイハイム東北㈱宮城南支店

支部移籍

平成30年10月1日～12月31日

商 号 / 名 称	新事務所所在地	旧支部→新支部
東海住宅㈱開発事業部	〒980-0801 仙台市青葉区木町通2-4-36 木町パールハイツ1F ☎022-745-5910	青葉中央 → 北二
東海住宅㈱仙台支店	〒980-0801 仙台市青葉区木町通2-4-36 木町パールハイツ ☎022-796-4181	青葉・泉 → 北二
㈱デザインパートナーズ	〒981-8003 仙台市泉区南光台4-9-5 グリーンアート101 ☎022-725-8862	太白 → 青葉・泉
飯田ホームトレードセンター㈱仙台営業所	〒980-0014 仙台市青葉区本町1-3-9 第六広瀬ビル1F ☎022-208-8220	宮城野 → 青葉中央
㈱サンコウ商事	〒982-0011 仙台市太白区長町3-6-1 長町リトル・ヒルズ ☎022-797-8310	青葉・泉 → 太白

退会者

平成30年10月1日～12月31日

支 部	商 号 / 名 称	代 表 者	備 考
北 二	いこい住宅㈱	名川 正巳	H30. 9.14廃業
青葉・泉	㈱ハウジングメイト	中屋敷玄史	H30.10. 4廃業
青葉中央	アールズエステート(有)	松原 雄介	H30.10. 4廃業
青葉中央	大藤不動産	平 誠一	H30.10.22代表者死亡
若 林	㈱K'sリアルエステート	金村 有香	H30.10.24廃業
若 林	㈱サンホームズ仙台支店	吉田 誠夫	H30.10.25事業所廃止
北 二	T・M工業㈱	蓑輪 忠剛	H30.10.29廃業
青葉・泉	協和ビル管理㈱	小瀧 寛	H30.11. 2破産
北 二	㈱スペースパーツ山形仙台支店	松田 賢	H30.11. 6事業所廃止
青葉中央	カメイ㈱	亀井 文行	H30.11. 8廃業
若 林	㈱フォレストィ峯岸	峯岸 良愷	H30.11.12廃業
塩 釜	(有)松島宅建商事	大山 堯	H30.11.26抹消
青葉中央	(有)大仙台不動産	佐藤 勝夫	H30.11.30廃業
青葉中央	オフィス・デコ	熊谷 清美	H30.12. 3廃業
青葉中央	㈱バサージュ	三澤 悦子	H30.12. 7廃業
北 二	タウンエステート㈱	関 淳一郎	H30.12.14廃業
太 白	㈱マイホームデザイン	遠藤 光二	H30.12.20廃業
石巻・気仙沼	遠間産業㈱	遠間 武雄	H30.12.25破産

菅 義偉内閣官房長官へ提言活動を行いました。

平成30年11月27日に宅建協会顧問である和田政宗参議院議員の御尽力により、佐々木会長と宮政連の本間会長、高橋幹事長、秋山副幹事長で首相官邸に赴き、菅義偉内閣官房長官へ提言活動をしてまいりました。限られた時間ではありましたが、平成31年度税制改正や銀行等の不動産業参入に対する提言、外国人の土地所有規制・水源涵養地の保全などの各種提言を行い菅内閣官房長官からも心強い応援の回答を得ることができました。

今後も引き続き、宮宅建と宮政連で連携を取りながら会員及び消費者の利益に資する提言活動等をしてまいります。



宅建業免許の有効期間が満了です!!

重要!!

■有効期間満了の30日前までに更新完了を!

免許の更新申請を忘れ、再度、免許申請をしなければならない事態に陥ったケースが毎年数件あります。宅建業免許の更新申請は、免許有効期間満了の90日前から30日前までに行われなければなりません。免許の更新申請を忘れた場合は、その免許が失効しますので、営業はできません。会員資格も失います。ただし、失効後3ヶ月以内に免許を取得した者は、宅建協会の再入会事務手数料1万円と保証協会の入会金20万円、分担金60万円で再入会することができます。免許の有効期限には、くれぐれもご注意ください!

■2019年4月～7月の対象者

	免許番号	商 号	有効期限		免許番号	商 号	有効期限
4月満了	(11)1880	千葉工務店	2019. 4. 1	6月満了	(4)4718	㈱アトラス	2019. 6. 1
	(5)4338	㈱協栄システム	2019. 4. 3		(4)4719	㈱ランズ	2019. 6. 3
	(4)4703	タカハシ木材 s t y l e ㈱	2019. 4. 7		(1)6100	(同)センカ	2019. 6.10
	(3)5178	㈱橋本道路	2019. 4. 8		(1)6101	㈱仙台不動産鑑定センター	2019. 6.10
	(4)4704	㈱店舗情報館	2019. 4. 9		(1)6103	㈱パルコホーム宮城	2019. 6.10
	(2)5631	㈱リアライズエステート	2019. 4.10		(1)6104	㈱豊成工務店	2019. 6.10
	(4)4706	㈱高橋商事	2019. 4.12		(2)5646	㈱おおくま地所	2019. 6.11
	(5)4343	㈱カネノ菅根建業	2019. 4.12		(3)5192	北産商事㈱	2019. 6.17
	(4)4710	パルあべ宅建	2019. 4.15		(2)5647	エスケーコーディアル㈱	2019. 6.17
	(4)4712	㈱一文字屋不動産	2019. 4.19		(2)5648	エンカーサ㈱	2019. 6.23
	(3)5634	㈱ジェン・ソー	2019. 4.23		(1)6107	㈱管利不動産	2019. 6.24
	(2)5635	㈱ベース	2019. 4.23		(1)6105	㈱大和田住宅仙台	2019. 6.24
	(2)5633	しろ不動産	2019. 4.23		(1)6106	㈱開設設計事務所	2019. 6.24
	(4)4714	㈱ディアイビー開発	2019. 4.28	7月満了	(3)5194	㈱STトラスト	2019. 7. 5
	(3)5181	財形住宅㈱	2019. 4.28		(1)6112	㈱モトハウス	2019. 7. 7
	(1)6090	㈱杏番館	2019. 4.30		(1)6113	㈱タカハシ建設工業	2019. 7. 7
5月満了	(2)5638	㈱イトオン	2019. 5. 1		(1)6114	BORDERLESS ㈱	2019. 7. 8
	(5)4346	㈱秀ハウジングコーポレーション	2019. 5. 8		(2)5656	㈱ケイ・ティ	2019. 7.10
	(1)6091	㈱森デザインハウス	2019. 5. 8		(3)5203	㈱ナイスぱーとなー	2019. 7.15
	(1)6092	賃貸ライン(同)仙台	2019. 5. 8		(3)5200	㈱サンレイホーム	2019. 7.15
	(5)4348	栗っこ農業協同組合	2019. 5.13		(1)6115	アトラス㈱	2019. 7.16
	(3)5183	真栄工芸㈱	2019. 5.13		(1)6118	桃建工業㈱	2019. 7.22
	(2)5640	㈱アクティブ	2019. 5.14		(1)6117	皆成建設㈱	2019. 7.22
	(1)6093	トラスティ・ワン(同)	2019. 5.14		(1)6119	㈱N's Create.	2019. 7.24
	(1)6095	㈱鈴木製作所	2019. 5.22		(2)5659	㈱インファクト	2019. 7.27
	(1)6096	葵龍㈱	2019. 5.26	※登録事項に変更がある場合は、30日以内に県庁と協会事務局に直接、所定の用紙で届出を提出してください。			
	(3)5189	㈱ディオ・ホリ	2019. 5.31				

新入会員

Introducing New face
平成30年10月1日～12月31日

※(正)：正会員 (準)：準会員

支部	会員区分	免許取得日 免許番号	商 号	代 表 者	専任の取引士	事 務 所 所 在 地
青葉中央	(正)	H30. 9.28 知事(1)6507	㈱KURASHITO	菅原 光明	遠藤 秀樹	〒980-0014 仙台市青葉区本町1-10-12 Sビル ☎022-221-6611
青葉中央	(正)	H30.10.30 知事(1)6514	㈱アイランドシティ	佐藤 伸	佐藤 伸	〒980-0811 仙台市青葉区一番町1-6-19 杏番館ビル6F ☎022-797-7102
青葉中央	(正)	H30.12.20 知事(1)6527	樹RELIEF ㈱	中村 直樹	中村 直樹	〒980-0014 仙台市青葉区本町1-10-26 ☎022-748-6373
青葉・泉	(準)	S58. 2. 9 知事(10)2649	㈱進和商事旭ヶ丘店	中屋敷 玄史	大友 満	〒981-0904 仙台市青葉区旭ヶ丘3-4-1 パティントンハウス1F ☎022-271-6288
青葉・泉	(準)	S62. 1.18 大臣(9)3219	積和不動産東北㈱ 仙台北営業所	永峯 一男	中原 龍一	〒981-3133 仙台市泉区泉中央1-13-1 ☎022-772-2161
青葉・泉	(正)	H30.10.10 知事(1)6511	㈱大東ジェイホーム	柳下 達也	柳下 達也	〒981-3117 仙台市泉区市名坂字原田110 ☎022-346-7851
青葉・泉	(正)	H30.12.21 知事(1)6529	Rond Home ㈱	鈴木 将史	鈴木 将史	〒981-0911 仙台市青葉区台原6-9-31 ☎022-272-0582
青葉・泉	(正)	H30.12. 3 知事(1)6520	(同)PLUS ONE	山崎 洋介	佐々木 和悦	〒981-3214 仙台市泉区館6-1-109 ☎050-5535-7601
北二	(正)	H30. 9.25 知事(1)6505	(同)PSCプラス	車塚 潤	立岡 学	〒980-0802 仙台市青葉区二日町6-23 第二シャンボール青葉714 ☎022-399-6325
北二	(正)	H30.10.16 知事(1)6512	㈱都市創造研究所	鈴木 正文	鈴木 正文	〒981-0933 仙台市青葉区柏木1-2-40-402 ブライトシティ柏木 ☎022-274-3550
北二	(正)	H30.12.13 知事(1)6526	㈱Clean.Graceful.Estate	沼田 孝二	沼田 孝二	〒989-3122 仙台市青葉区栗生4-11-7-2F ☎022-398-3642
若林	(正)	H30.10. 3 知事(1)6508	㈱ベル・ウッド	鈴木 稔	関口 幸治	〒984-0826 仙台市若林区若林3-14-5-203 若林サンハイツマンション ☎022-353-7301
若林	(準)	H28.12.19 知事(1)6352	㈱ラサキ不動産河原町店	木皿 和利	松木 亮介	〒984-0816 仙台市若林区河原町1-4-35 アスコット河原町駅前107 ☎022-290-0282
若林	(準)	S60. 7.12 知事(9)2819	㈱あいホーム仙台若林店	伊藤 耕	伊藤 崇	〒984-0823 仙台市若林区遠見塚2-36-20 ☎022-355-6631
若林	(正)	H30.11.20 知事(1)6517	㈱サンホームズ	吉田 誠夫	松岡 良徳	〒984-0015 仙台市若林区卸町3-1-21 吉田産業ビル3F ☎022-235-6075
若林	(準)	S42.12.27 大臣(15)382	㈱ヤマダホームズ東北支社	増田 文彦	森川 明日香	〒984-0075 仙台市若林区清水小路1-11 ☎022-217-6688
塩釜	(正)	H30. 9.25 知事(1)6504	㈱ファースト自動車	徳永 栄臣	徳永 文宏	〒985-0833 多賀城市栄2-110 ☎022-363-1955
石巻・気仙沼	(正)	H30.12.20 知事(1)6528	㈱DAIKYO	岩渕 一男	武川 隆	〒988-0155 気仙沼市松崎大萱150-1 ☎0226-23-8830
仙南	(正)	H30. 9.26 知事(1)6506	㈱トウシンベステート	安倍 智光	安倍 正晃	〒989-0274 白石市字長町32-6 ☎0224-24-4125
仙南	(準)	H16. 4.20 大臣(3)6857	タマホーム㈱名取店	玉木 康裕	庄子 昌幸	〒981-1226 名取市植松字田野部96-1 ☎022-382-0388
仙南	(正)	H30.11.20 知事(1)6518	㈱和泉建設工業	和泉 伸隆	柴田 高明	〒981-1244 名取市那智が丘5-11-12 ☎022-226-8241
仙北	(正)	H30. 8.15 知事(1)6500	大丸物産㈱	大野 優子	大野 陽介	〒987-0702 登米市登米町寺池上町157-1 ☎0220-52-2311
仙北	(準)	S60. 7.12 知事(9)2819	㈱あいホーム佐沼店	伊藤 耕	伊藤 将	〒987-0511 登米市迫町佐沼字江合3-9-7 ☎0220-23-7987

おめでとうございます!

文化の日表彰(産業功労)受賞

平成30年11月9日(金)に仙台国際センターで、石巻・気仙沼支部の牡渡正剛氏が(石巻中央不動産(株))「平成30年文化の日表彰(産業功労)」を受賞されました。おめでとうございます。



女性の会

■ 通常総会と移動研修

平成 30 年 9 月 12 日（水）宅建協会で通常総会が開催され、全ての議案が全員一致で可決されました。

今回は、役員の改選が行われ、鈴木薫部会長を筆頭に新しい役員が決まりました。今後ますます必要となる知識の習得、業界で活躍する魅力ある女性の会を目指して行くことを確認し合いました。

10 月 24 日（水）震災で壊滅的な被害を受けた女川町へ移動研修を実施しました。JR 駅と一体になった温泉施設、様々な業種の店舗が出店する商業施設など、復興まちづくりが急速に進められていて驚きました。少しでも復興の手助けになればと、手作り品や海産物などの買い物をしました。昼食には、海の幸たっぷりの海鮮丼をいただき帰路に着きました。会員相互の親睦を深め有意義な一日となりました。（記／我妻）



青葉・泉支部



■ 平成30年第2回支部研修会

平成 30 年 12 月 3 日（月）秋保温泉緑水亭会議室において仙台青葉・泉支部研修会を開催いたしました。

講師には、当協会顧問でもあります弁護士松倉佳紀先生をお迎えし、前半は「賃貸住宅におけるトラブル」と題し最近松倉先生が取り扱った事例をご紹介いただき身近な問題として考えさせられました。

後半は、「法律の生成」と題し法律ができるまでのプロセスの中でも松倉先生が昭和 56 年から先頭になって法整備をしたスパイクタイヤ規制について国の法律ができるまで 10 年間以上奮闘したお話を伺いました。当時、仙台ではスパイクタイヤによる粉塵がものすごい状況だったのを思い出します。平成 2 年全国的にスパイクタイヤ販売・使用禁止になりました。雪国では、冬はスパイクタイヤが当たり前前の時代で反発が多かったそうです。しかし、環境汚染による健康に悪影響を及ぼしており放置できる状況ではなかったそうです。その後、タイヤメーカーがスタット

レスタイヤを開発し現在に至っております。

今回の研修会は、遠方ではありましたが 46 名の会員様にご参加いただきました。研修会終了後支部忘年会を開催し会員同士の親睦も深まりました。（記／千葉）

若林支部

■ 長野宅建協会へ視察研修

平成 30 年 10 月 24 日、（一社）長野県宅地建物取引業協会へ視察研修のため訪問させていただきました。

長野県宅建協会は、全国の宅建協会の中で先進的な取組と健全な運営をなされています。わけても空き家対策・県下空き家バンク制度や移住定住事業については、全国で一早く自治体と協定締結され、空き家バンクのポータルサイト「楽園信州」を県下の自治体と連携して運営されています。また、長野県警本部との地域安全活動の協定も締結し、安全・安心な街づくり



を図られております。

研修では、長澤会長はじめ副会長・専務理事・上田支部理事・事務局の皆様から長時間にわたり詳細な説明と指導をいただきました。研修にて習得した内容を、今後の公益事業に反映させ推進するようになりたいと思います。（記／榎）

仙南支部

■ 柴田ブロックで「不動産フェア」開催

平成 30 年 10 月 21 日（日）午前 9 時から、大河原町観光物産協会・大河原町商工会で主催する「第 28 回オータムフェスティバル」に参加し、柴田ブロックで 13 回目の「不動産フェア」を開催しました。当日は晴天に恵まれ来場者は 7,200 人を越えました。柴田ブロックのブースでは、不動産無料相談・お楽しみ抽選会を行いました。

初の試みとして、テルウエル東



日本側様よりご協力をいただき、宅配ボックスの展示紹介もいたしました。是非来年もハトマークの PR、地域活性化のためにも開催したいと考えております。

（記／村上）

■ 亘理ブロックで無料相談会

平成 30 年 10 月 28 日（日）午前 10 時から午後 2 時まで、「第

14 回わたりトコトン商人まつり」が亘理町五日町・中町商店街を歩行者天国にして開催されました。このイベントに「不動産無料相談会」を仙南支部亘理ブロックで出店させていただきました。

当日は天候にも恵まれ、町内の方々と町外からもたくさんの来場者が詰めかけ、大変な賑わいとなりました。相談件数は 4 件あり、全ての相談者にはその場で回答することができ大変喜んでいただくことができました。

今後もこのような機会を捉えてハトマークの広報に力を入れ、当協会と地域の発展に寄与してまいりたいと思います。（記／伊藤）



登録事項変更に伴う各種届け出のお願い

右記に当てはまる登録事項に変更がある場合は、届け出が必要です。変更届を提出されないと、協会名簿にも反映されませんのでご注意ください。

詳細につきましてはお電話で協会にお問い合わせください。協会ホームページからも届出用紙がダウンロード可能です。

*注 1：協会へ届け出る支店、営業所等の代表者とは、責任者＝政令使用人を指します。

政令使用人とは、支店・営業所等の支店長等となります。

*注 2：協会へは専任取引士 1 名が登録されています。その方に変更がある場合は協会と県への届け出が必要です。その他の専任取引士に変更が生じた場合は県への届け出のみ必要です。

*注 3：個人⇄法人、個人⇒死亡相続、他県知事免許⇒知事免許、知事免許⇄大臣免許

届出事項	届出場所	県	協会
商号または名称		○	○
事務所所在地		○	○
代表者または政令使用人	*注 1	○	○
専任取引士	*注 2	○	○
廃業・事務所廃止		○	○
会員権承継 (事務手数料による入会申込書)	*注 3	○	○
電話番号・FAX		/	○
メール・ホームページ		/	○

※会員権承継の届け出をする際には、協会にお問い合わせください。



平成30年度 不動産業開業支援セミナーのご案内

これから不動産業の開業をお考えの方、現在不動産業に従事し将来独立開業を目指す方、不動産業に興味のある方は当セミナーにご参加ください。不動産業開業のノウハウについて業界の専門家がお話します。未経験者の方など、どなたでもお気軽にご参加いただけます。皆様のご参加をお待ちしております。

開催日：① 平成30年 7月11日(水) **終了** **開催時間**：13時30分～16時30分
 ② 平成30年 9月12日(水) **終了** (左記開催日①～④とも同時間)
 ③ 平成30年11月10日(土) **終了**
 ④ 平成31年 2月 2日(土)

開催会場：宮城県不動産会館4階大会議室（セミナールーム）（仙台市青葉区国分町三丁目4-18）
 ※会場までは公共交通機関のご利用をお願いいたします。

講演内容：・不動産業界の現況・経営に必要な知識・開業資金・不動産業関連業務
 ・不動産業者によるパネルディスカッション 等

講師：中村 喜久夫 氏 明海大学不動産学部教授、不動産鑑定士、マンション管理士。全宅連の「不動産キャリアパーソン」の講師や宅建取引士法定講習の講師を担当。著書に「不動産広告表示の実務」（週刊住宅）「スッキリわかる宅建」（TAC出版）など。

公益社団法人 宮城県宅地建物取引業協会 会員
 株式会社 東北宅建サポートセンター担当者
 日本政策金融公庫担当者 他

対象：不動産業の開業をお考えの皆様、不動産業に興味のある皆様

定員：各回 50名（定員になり次第、締切らせていただきます。）

参加費：無 料

主催：公益社団法人 宮城県宅地建物取引業協会

申込方法：下記申込書に必要事項をご記入の上、FAXで送信してください。
 折り返し受講確認書をFAXいたしますので、当日ご持参ください。
 （FAX をお持ちでない場合は、協会事務局までご郵送ください。）



平成30年度不動産業開業支援セミナー受講申込書

送信先 FAX：022-266-2189

ご希望開催日	参加希望日に☑をしてください			☐ ① 平成30年 7月11日(水) 終了 ☐ ② 平成30年 9月12日(水) 終了 ☐ ③ 平成30年11月10日(土) 終了 ☐ ④ 平成31年 2月 2日(土)
ふりがな				
お名前				
お電話番号	()	FAX番号	()	
ご住所	〒 -			
個別相談	希望する ・ 希望しない			
個別相談事項	※個別相談希望の方のみ記入。相談内容は開業に係る事項に限らせていただきます。			
今後、当協会主催の開業支援情報等をお知らせしてもよろしいですか？	はい ・ いいえ			

※お寄せいただきました個人情報につきましては開業支援セミナーの申込確認、運営管理及び開業支援情報のお知らせを希望する場合のご案内に使用いたします。それ以外の目的には使用いたしません。

お問合せ先：公益社団法人 宮城県宅地建物取引業協会 事務局 開業支援セミナー担当
 TEL 022-266-0011 FAX 022-266-2189

平成30年度 第2回本部研修会 報告

今年度の第2回本部研修会は、平成30年11月7日(水)に仙台国際センター大ホールで開催されました。

「AI・IoTが変える住宅」～不動産業界におけるIoT住宅の活用～についてパナソニック(株)エコソリューションズ社 戦略企画部長の松本亮氏より、「賃貸トラブルにならないための対応策は」～管理の重要性と中小業者の生き残り策～について(一社)全国賃貸不動産管理業協会会長、当協会会長の佐々木正勝氏よりご講義いただきました。

初めての会場ということもあり、当日の受講者数が少ない中でしたが、受講された方々は熱心に講義を受講されておりました。



◀パナソニック(株) 松本氏

佐々木会長▶



平成30年度第2回本部研修会受講者状況

支 部	会員数 (社)	出席者数 (人)	出席率
青葉中央	219	59	26.9%
青葉・泉	230	56	24.3%
青葉北二	126	32	25.4%
宮城野	182	45	24.7%
若 林	134	49	36.6%
太 白	127	37	29.1%
塩 釜	68	15	22.1%
石巻・気仙沼	147	28	19.0%
仙 南	146	56	38.4%
仙 北	118	30	25.4%
一 般		10	
合 計	1497	417	27.2%

編集後記

情報業務委員会では、宮城県内仙台市を除く34の自治体に向けて3年前から空き家等の活用促進に向けた協定締結を進めてきました。現在、気仙沼市・登米市と締結が完了しております。今年度中に締結を予定している自治体もあります。総務省統計局の調べでは、平成25年都道府県別空き家率では宮城県は空き家率の低い都道府県第1位になっております。しかし、年々増加しているのも事実です。各自治体でも今後取り組んでいかなければならない問題でもあります。

空き家になるのは幾つかの原因がありますが、私ども不動産業者には所有者様へのより適切なアドバイスが求められています。また、快適な住環境を形成していく上でも重要な課題です。今後も会員皆様のご協力をお願いいたします。

(記／千葉)

